

## ICカード登録時の注意点

本市の電子入札に参加するためには、IC  
カードの名義人を下記のとおり登録して  
いることが必要になりますので、ご注意くださ  
い。



### 本市との契約先が本社（本店）である場合

本市の入札参加有資格者として登録されている代表者に限る。

### 本市との契約先が支店、支社等である場合

本市の入札参加有資格者として登録されている受任者（代表者から契約締結権限を委任されている支店長等）に限る。

なお、国や大阪府、大阪市などの電子入札のために購入済みのICカードでも、本市が指定する認証局が発行しているものであって、上記の条件を満たしていれば堺市でも使用できます。

- ※ ICカードの失効、紛失、破損等に備えて、複数枚のICカードの登録を推奨します。
- ※ 社名変更や本市との契約先の代表者を変更される場合は、ICカードの変更手続も必要となります。